

公益社団法人大谷保育協会 定款

(2012年 6月 22日認可)

(2012年 7月 2日施行)

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、公益社団法人大谷保育協会と称する。(以下「本法人」という。)

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を京都府京都市下京区に置く。

2 本法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、真宗保育に基づき、幼児教育及び保育の充実、幼児教育及び保育関係者の資質向上、幼児教育及び保育に関する一般社会への啓蒙啓発を図り、もって我が国の子育ての振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 幼児教育及び保育に関する調査研究事業
- (2) 幼児教育及び保育に関する教材、書籍、研究誌の頒布事業
- (3) 幼児教育及び保育関係者に対する研修事業
- (4) 幼児教育及び保育従事者に対する資格認定事業
- (5) 幼児教育及び保育に関する一般社会への啓蒙啓発事業
- (6) 会員間の交流、相互扶助事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(会員資格の種別)

第5条 本法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 宗教法人真宗大谷派
- (3) 賛助会員 本法人の事業を賛助する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦されたもの

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一

般法」という。) 上の社員とする。

(入会)

第6条 本法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会を申込み、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 本法人の事業活動費用に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 特別会員、賛助会員、名誉会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

3 前各項の入会金及び会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人でその取消しを得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体である会員が解散したとき

(4) 会費を3年以上滞納したとき

(5) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員数の半数以上であって、かつ総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本法人の定款又は規定に違反したとき

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為があったとき

(3) その他の正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって組織する。

2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(7) 合併、事業の全部の譲渡又は廃止

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年1回毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会の招集は、少なくとも1週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第16条 総会の議長は、総会のつど出席正会員の互選で定める。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、一般法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決裁するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(書面決議等)

第20条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の者を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録署名人は、総会のつど出席正会員の互選で2名定めるものとする。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第22条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上50名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長、15名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、本法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長、常務理事は、事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、いつでも総会の議決によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 役員には、その職務執行の対価としての報酬は支給しない。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し、必要な事項は総会の決議により別に定める役員に関する規程によることとする。

(役員責任の免除)

第29条 本法人は、役員一般法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第30条 本法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問の解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 理事会

(構成)

第31条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか本法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
- (6) 第29条の役員の実任の免除

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員に同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第36条 理事会は理事の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第5項規定の報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長、出席監事及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録署名人は、理事会のつど出席理事の互選で2名定めるものとする。

第6章 財産及び会計

(財産の種別)

第41条 本法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 本法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第16号に規定する公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第42条 本法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない

ない。

- 3 第 1 項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の財産目録等については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 4 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告書
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 5 本法人は、第 2 項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 4 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

- 2 認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとする

するときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第47条 本法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときには、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 本法人は、一般法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備置等)

第52条 本法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備置しなければならない。ただし、第2号、第5号、第12号の書類については、従たる事務所への備置は要しない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 会員総会議事録
- (5) 理事会議事録

- (6) 事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (7) 計算書類等
- (8) 財産目録
- (9) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) 特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠
- (12) 会計帳簿
- (13) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項第1号及び第2号の書類は最新のを常時、第4号、第5号及び第12号の書類は10年間、第3号及び第7号から第11号の書類は5年間、第6号の書類は当該事業年度の末日まで備置かなければならない。ただし、従たる事務所においては、第4号の書類については5年間、第3号及び第7号から第11号の書類については3年間の備置で足る。

(細則)

第53条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会及び総会の議決を経て、別途細則を定めることができる。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 本法人の最初の理事長は、脇淵徹映とする。

本法人の最初の理事は、脇淵徹映、藤 兼量、中嶋顯眞、金石晃陽、今西界雄、五島 満、那須信純、海野知現、岩田和行、本田康英、福井昭道、清田元裕、朝倉益光、松浦暁了、三那三文雄、長野信楽、鷺山 啓、富重真直、江尻静哉、武井弥弘、吉田幸麿、照井大観、佐々木道昇、佐野延洋、井上温成、井伊光紘、安居 登、藤山壱史、菊田千春、遠州 賢、津田眞知子、菅原 量、種倉富美子、津汲陽子、鈴木専章、清水浩樹、阪埜彰人、祖父江佳乃、河村礼子、橋川昌治、椋田隆知、道端弘之、田原宏章、間野功雄、長久寺徳純、古賀成麿、武宮正晃、赤星光洋、中江 宣とする。

本法人の最初の監事は、門池 守、柴田正次郎とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。